

平成25年 第54回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 6 日）

平成25年 9 月19日（木曜日）

議事日程（第 6 号）

平成25年 9 月19日 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（13名）

1 番 小 林 和 男	8 番 藤 森 正 晴
2 番 立 石 富 章	9 番 廣 納 良 幸
3 番 高 橋 省 平	11 番 藤 原 日 順
4 番 松 山 陽 子	12 番 成 田 政 敏
5 番 藤 原 裕 和	13 番 山 下 皓 司
6 番 宮 永 肇	14 番 安 部 重 助
7 番 赤 松 正 道	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤 田 俊 一 主査 ————— 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 山 名 宗 悟	地域振興課参事 —— 小 林 一 三
副町長 ————— 細 岡 重 義	地籍課長 ————— 藤 原 靖 彦
教育長 ————— 澤 田 博 行	上下水道課長 —— 坂 本 康 弘
会計管理者兼会計課長 橋 本 三千也	健康福祉課長兼地域局長
総務課長 ————— 前 田 義 人	————— 佐 古 正 雄
総務課参事兼財政特命参事	病院事務長 —— 細 岡 弘 之
————— 太 田 俊 幸	病院医事課長兼総務課長
情報センター所長 — 村 岡 悟	————— 浅 田 讓 二

税務課長 ————— 玉 田 享 病院総務課副課長 — 藤 原 秀 明  
住民生活課長 ———— 足 立 和 裕 教育課長 ————— 谷 口 勝 則  
地域振興課長 ———— 野 村 浩 平 教育課参事 ————— 藤 原 良 喜

---

#### 午前 9 時 0 0 分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 13 名であります。定足数に達しておりますので、第 54 回神河町議会定例会の第 6 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、先日来より行方不明者の方の捜索が続いております。若干それについての現在までの説明と、今後についての説明を町長のほうから受けますので、よろしく願いいたします。

町長。

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

町内告知放送、また本日の神戸新聞にも記事として載っておりましたが、鍛冶区在住の田中宗治様、83 歳が 16 日に行方不明になったということで、家族より警察に捜索願が提出をされ、それ以降、神河町消防団鍛冶分団を中心としながら、また、寺前ブロックというふうな範囲の中で町消防本団も出動をした中で捜索活動が行われたわけです。当然、地元、鍛冶区といたしましても住民の皆さん総出で 21 時まで捜索に当たっております。私どもも連絡を受けて地元詰所のほうに行かせていただいて、捜索活動を見守ったというところがございます。同時に警察にも出動をお願いしておりまして、警察犬による捜索も実施されました。21 時に捜索を打ち切って、翌 17 日、18 日と 2 日間にわたりまして、消防につきましてはブロック制で約 70 名から 80 名の消防団出動体制の中で、6 時半から 17 時までの捜索ということで実施をいたしました。

並行いたしまして、警察のヘリコプターによります捜索も午後から実施をしていただいたという状況でございます。警察についても 20 名から 30 名という体制で捜索をいただいております。

捜索の範囲といたしましては、近隣の山を中心に、もう一つは市川を中心に福崎あたりまでの捜索をしたところがございます。福崎以南、また全域にわたりましては兵庫県警におきまして、それぞれのエリアの警察のほうに捜索活動の内容を周知徹底をしていただいているところであります。

昨日 17 時の段階でまだ発見できないということで、といいますのも 16 日、15 日の雨の影響でかなりの水位が出ておりまして、また、濁りもなかなかとれないという状況がございました。昨日は生野ダム、また大河内ダム、長谷ダムの放水も午後より停止をしていただく中で、少し水位も少なくなったの捜索でしたが、発見できず、本日そして明日と一旦、捜索活動は見合わせまして、21 日土曜日午前 6 時半集合で神河町消防

団全分団動員をかけて搜索活動に当たることとしております。そして、21日に発見できない場合、その21日の状況を見て、またそれ以降の行動について協議をするという状況になっているところであります。

この間、搜索に当たっていただきました地元区民を初め、消防団の皆さん、そして警察当局に感謝を申し上げるとともに引き続きの御支援、御協力をよろしくお願いを申し上げまして、この間の搜索活動に対する報告とさせていただきます。よろしくお願います。

○議長（安部 重助君） ありがとうございます。

それでは、早速日程に入ります。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第1、一般質問であります。

昨日に引き続き、一般質問を行ってまいります。

それでは、12番、成田政敏議員を指名いたします。

どうぞ、成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 12番、成田でございます。

通告によりまして、一般質問を時間をいただいておりますので、ただいまから始めさせていただきます。

その前に、先日の台風前の大雨、いろいろと被害に遭われました皆さんには見舞いを申し上げたいと思います。

前々回から私の場合は、この政策、神河町を発展させるために、あるいは住民サービスを向上させるために政策というものを、現在の問題を解決する政策を進めるべきだということていろいろと御提言をしましてまいっております。

本日は、その中で農業発展政策、現状の農業の課題あるいは林業の課題、それについて今後どう対応していかなければならないのか。私なりにいろんな皆さんと議論しながら将来の課題解決の方向について、いろいろと研究、勉強させていただきたく思います。きょうはそれにつきまして2点について質問をしたいと思います。

ことしの6月14日に、政府の成長戦略というものの詳細というのが示されました。

1つは、神河に関係あるところだけでございますが、国民の健康寿命の延伸、健康寿命をとにかく延ばさなだめだと、こういうこと。介護とか、そういうことに陥る人を防がないとだめだと、こういうことでございます。健康増進や生活支援を担う産業戦略分野として育成すると、こういう基本方針です。

2つ目に、世界の消費者や企業を引きつけることで、豊かに発展していく地域社会を成り立たせると。高品質な農林水産物、食品を生み出す豊かな農山村漁村、農業のあるいは山林ですね、農業、山林あるいは漁業、そういう村社会というものを発展させると、こういうことでございます。10年間で農家の所得を倍増させると、こういうこともう

たっております。

それから3つ目に、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会。世界の観光需要を取り込んで、地域経済の活性化、雇用機会の増大につなげると。

こういうことを発表してアベノミクスというのは三の矢、また四の矢というものを打ち出そうということで、いろいろと今、議論をしておるところであろうと、こういうふうに思います。そういう関係の中で、我が町として、どう、それを受けて対応していくのか、こんなことについて質問してみたいと思います。

1つ目は、神河町の農業をどう現状分析しているか。データがあれば、示していただきたい。いろいろとやってるところがあると思います。あるいは失敗のケースもあるかもしれません。神河の農業成功事例、失敗事例、こういうものも研究して、やはり将来の方針というものに生かしていく。さらに今後の農業発展政策について構想、考え方ができておれば、示していただきたいと思います。

2つ目に、国の施策を利用した新しい農業モデル事業（人・農地プラン）としておりますけども、この啓発、あっせんを行うということで、これは基本計画の後期6年の農業分野で町の課題としたところがございます。新しい農業モデルプラン事業をあっせんしていくと、啓発していくと。

次に、無農薬農法、有機栽培推進について。我が町は源流の町、山、川、水、空気が抜群にきれいであると。無農薬栽培でおいしい安全な米あるいは野菜、果物を生産すれば、それを欲しい人は買ってくれる人はたくさんいると思います。今はそのような食べ物が少ないのと生産、販売、流通の仕組みがないので、消費者の手に入らないのが実態と分析しています。

過去に有機栽培を試みたベテランになぜ有機無農薬農法が進まないのか、これを聞きました。消費者が少しでもいがんでおると、曲がっておると、そういう形の悪い物は買ってくれない。もう一つは有機堆肥を使って、さらに従来 of 肥料、農薬を使う。これはコスト的に高くつくんですが、そうしても虫がつく、病気が発生するなど、手間が大きくなるばかりであったと、こういうことでもございました。それから一つのケースですが、町に納入する場合、入札になっておるので、通常栽培野菜と価格は変わらないということでもございました。このような状況では、無農薬有機栽培をしても労力がふえるだけで採算が合わない。こういう一つの状況を聞きました。逆に私はこの3つの問題点を解決できれば、有機無農薬農法は推進できると考えております。

この6月から赤松、小林両議員を中心に、食と農を考える会というものを立ち上げていただいております。地域振興課農林業係と連携をして、無農薬有機栽培の研究を始めております。無農薬栽培の考え方と実践を有志と今後広めていくということ、全町に広めることで神河の農業の発展政策がスタートできると考えております。この裏は、今までの農薬を使った、化学肥料を使った農産品ではどこへ持っていっても、いい価格では通用しないということでもございます。神河はまして源流の町ですから、この源流の町を

生かした無農薬栽培というものを売り出していくということが、我が町の農業の発展の大きなキーワードになると、ここが大事なポイントだと思います。

次に、6次産業化でオーガニックな食品加工、オーガニックというのは無添加という意味ですね。添加物はしないということです。食品加工を事業化するという。神河の特産にして食堂で、あるいは売店で販売、さらに販売チャンネルとルートというものを開拓して、全国の健康志向の人たちに食べていただくようなシナリオというものが成り立ちますし、努力すれば、そういうことが可能になってくると、このように考えます。キーワードは、オーガニック無添加食品ということであり、簡単にはできませんが、町長のリーダーシップの発揮いかんでは実現可能となると考えます。オーガニック無添加食品が完成すれば、幾らでも販売させていただくという企業はあります。農業の6次産業化は国の政策であり、町の基本計画の中の農業振興策でもあります。これは今が進めるチャンスでありまして、このチャンスを逃せば、なかなかチャンスはめぐってこない、このように思っております。

次に、神河町においては住民の健康が大きな課題になっておりますが、これは高血圧症が兵庫県では一番比率が高いと、こういうことに裏づけられ、さらに成人病も高い、国民健康保険料が高いと、こういうことにつながるわけですが、健康のもとは食であると。その食のもとは無農薬で元気な食材、おいしい食材、これらの仕組みというものが完成すれば、住民、特に次代を担ってくれる子供、アレルギーあるいは心身の健康に問題を抱える子供たちに成人病予備軍が、中学、高校では成人病予備軍が30パーも40パーもいると、これは全国的な推計でございますが、この方たちに食べていただく段取りをして、まずは元気な体を取り戻していただくということ、心身を取り戻していただくということ、さらに病気、寝たきりにならない健康な心身を取り戻していただくことを目指す政策を推進すべきだと、このように考えます。

農業の改革、改善が農業者の付加価値を高め、食の改革、改善が健康につながると、このように思っております。

以上、農業の振興策の基本的な考え方を提言いたしました。これは、基本計画の農業振興策にも盛り込んであるという政策でありますので、町長の具体的な戦略を聞きたいと思っております。以上1点目です。

○議長（安部 重助君） 通告人は、林業再生のほうが先やったけども、先に農業いかれますね。

○議員（12番 成田 政敏君） ああ、しもた。ごめんなさい。農業を、じゃ、先にお願ひします。

○議長（安部 重助君） それでは、町長のほうから答弁願います。

町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、成田議員より2点質問がございまして、1点は林業再生、2点目は農業再生ということでございます。私のほうからは基本的な考え方を述

べさせていただきます、その後に担当課長より具体的な考え方を述べさせていただきますというふうにさせていただきます。ただ、このどちらも昨日からの一般質問の中でもかなり質問を受けているところでございます、全てが長期総合計画後期6年の基本計画の構想の中にうたい込んでいる部分でもございます。そして、その具体化を図るための実施計画について、できるだけ実施計画を策定できるものについてはつくっていただくということで、今取り組んでいるところも昨日の一般質問に対する答弁の中でも述べさせていただきますというところでございますので、そういう点においては、各課重点事業に基づいたこの指標も含めて成田議員も御承知のことだろうというふうにも思うところがございます。

基本的に林業再生も農業の再生も、言えばどちらも町が元気になるというためには、農林、商工、観光振興ということでは、私は神河町にとってはそれが一番重要であろうというふうにも思っているところがございます。これまでのまちづくりの取り組みも踏まえながら、町の資源を生かしたまちづくり、いわゆる地域の活性化のためにはあるものの活用からの取り組みが不可欠であると考えております。ということで、その中でも農業に関しましては、ここは観光も関連してくるわけでございますけれども、やはり地域内循環から付加価値をさらに高めながらブランド化を図っていくという地産地消を基本とした新たな付加価値を高めた農業生産物の販売ルートも含めた、そういう総合的な確立であろうというふうに思っております。そういうところが、ここから雇用と所得を確保して、若者や子供たちが集落に定住できる社会をつくるということが、実現するのであるというふうに思っております。

地産地消、6次産業化をキーワードとして新たな産業の創出に向けて取り組んでいかなければいけないと考えております。その中でも、農業についての基本的な考え方も先ほど言ったとおりで、成田議員の提案も含めて私どもも同じ思いでおります。6次産業化についてもやはり素材生産、販売だけ、あるいは昨日も言いましたが、旬の時期だけの生産しての出荷だけでは限界がありますので、より付加価値を高めるために、素材の生産に加えて加工、流通、販売という6次産業に向けた取り組みをいかに具体化していくかということが、非常に所得を上げていくということにつながっていく重要な要素であると思っております。

また、議員御提案の無農薬農法からの食の健康への取り組みにつきましても、現状の減農薬農法から一歩進んだ取り組みでありまして、すばらしい取り組みであると私も考えます。さまざまな発想の中から町の魅力を高める取り組みにつながっていくのではないかと期待もしています。このようなやる気のある取り組みが町に活力を与えて、ひいてはさらなるブランド化が図れるものではないかと考えるところであります。

農の改革、改善から食の改革、改善への御提言でございますけれども、健康課題の改善の一つに食があるということは言うまでもありません。子供たちへの実態調査結果等も踏まえ、食育の取り組みにつきましても、まずバランスのよい食事の推進を重点に置いた

施策展開が重要であるというふうに考えております。

この後は、地域振興課参事、また健康福祉課長等から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事、詳細説明をしてください。

○地域振興課参事（小林 一三君） 地域振興課の小林でございます。

それでは、順次各項目について御説明をいたします。

まず、1番目の農業の現状分析についてであります。平成18年度までは生産農業所得統計で市町別の数値が公表されており、神河町での農業産出額は7億3,000万と推計されており、うち稲、麦、大豆で5億円、野菜で1億6,000万円の産出額と推計されております。

また、野菜調査結果等によると、平成18年度のキャベツが11ヘクタールで376トンの生産で264トンの出荷、パレイショについては5ヘクタールの作付で55トンの収穫でほとんどが自己消費と、自家消費と、出荷ないと、白菜につきましては4ヘクタールの作付で101トンの収穫、4トンの出荷という統計結果が示されておる状況でございます。

また、生産農業所得についても、平成17年度が調査が最後で3億3,000万円と推計されております。

また、水田に対しての調査では作付品目別の栽培面積は把握可能で、平成24年度で米が345.6ヘクタール、小麦が159.7ヘクタール、大豆が9.8ヘクタール、小豆が134.9ヘクタール、野菜が7.1ヘクタールの栽培状況です。

神河町の農業の成功事例、失敗事例ですが、キャベツ、アスパラガス、ジネンジョについては継続的に栽培されております。また、小豆の生産につきましては多少取引価格が下がってはおりますが、営農組合にとって重要な収入源となっている状況です。

今後の農業発展政策であります。6次産業化による収益の向上と新たな雇用の創出であると考えており、そのためには担い手への農地の集積、作付の集団化等による栽培コストの低減などの効率的な農業展開が一番であると考えております。

このために、人・農地プランの策定や営農組合の法人化を推進することにより、各種補助事業を活用して高性能農業機械の導入、周年雇用の仕事確保のためハウス栽培など施設園芸の検討や、必要が生じる分割田の解消を含めた圃場の大区画化も推進する必要があるかもしれません。

(2)番目の人・農地プランについてでありますけれども、昨年春に各集落にお願いをしましてアンケート調査を実施するとともに、6月と7月に計4回ブロック別に説明会を実施し、1,654件の農家からアンケート回答をいただき、これに基づいて10集落において戸別の説明会を実施、1地区において人・農地プランを策定しました。

今年度は、越知谷、長谷地区、新野、吉富、山田、南小田、杉、粟賀町の8地区において重点推進すべく協議を進めております。人・農地プランの策定には農家の理解が最

低限必要で、農地の出し手としてのメリットもありますし、法人や認定農業者には農地の集積者としてのメリットもあります。また、補助採択の最優先事項ともなっております。

次に、行政の役割ですが、集落内の農家が5年後、10年後の人と農地の問題がどうなり、自分たちはどうするかを真剣に協議していただき、議論した結果、どう解決していくか、実行してくかのそういった支援をしていくことが行政の役割であると認識しております。

3番目の無農薬農法、有機栽培の推進についてであります。大半の消費者においては、調理の手間や価格面において、どうしても高い農産物をこだわりをもって購入しない状況でありますし、生産者も雑草と病気との闘いで手間数の割には収量や価格が伴わないといった状況に困惑しているのが現状だと思います。

また、自分だけが認めた有機栽培では理解ある消費者に受け入れをしてもらえませんので、有機認証制度にのっとった生産をするには、3年間の土づくりをした上で認証機関の認定を受けなければ、有機農産物マークをつけて販売できませんし、定期的な検査も受けなければならない等の大きな関門がございます。

現在、2年3作での営農体系で作物を栽培している農地においては、認定は受けられないといったような状況でございます。また、付近の農地で一般的な農業、慣行農業栽培をしておられれば、隣接の農地は認定を受けられない等の問題がございます。近隣農地管理者の理解と協力がなければ、真の有機農業はできないということでございます。

兵庫県においては、環境創造型農業推進計画を定め、まず第1段階として環境への配慮をしつつ、土づくりを基本に科学的に合成された肥料及び農薬の使用を30%以上低減させることとしています。

その次の第2段階として、土づくりを基本に科学的に合成された肥料及び農薬の使用を50%以上低減する農法で、なおかつ残留農薬が国の基準の10分の1以下となる技術で生産されたものについては、ひょうご安心ブランド農産物として認定し、広く販売促進を図っているところで、山田のくるみが磯米、モチ米についても一緒ですけども、吉富のこしひかり米、兵庫西農協が販売しているそばがそれに該当し、ひょうご安心ブランドマークをつけて販売されております。県での平成27年度目標としては、3分の1程度の農地においてこの栽培方法での生産を目指しております。

そして、最終段階としては科学的に合成された肥料及び農薬を使用しない有機栽培でございますが、県内で165ヘクタールの農業生産への取り組みがあり、平成27年度には3倍の500ヘクタールを目標として推進されております。

町においては、第2段階のひょうご安心ブランド生産については、比較的よく取り組みをしていただいておりますが、有機農業については講習会を通じて農家に勉強をしてもらえる機会をふやし、農家が考え、選択できることをしていきたいと思っております。さらに必要に応じて、有機認証マークを取得するための有機認証システムについてや、

地域の農業の担い手である営農組合や認定農業者との共存共栄について、消費者への直接販売のメリットとリスクについてなどの勉強できる機会を設けたいとは考えております。1次産業としての基礎がしっかりでき上がれば、2次、3次産業への展開がさらに広がってまいります。

6次産業化は限られた面積での農産物の出荷だけでは利潤率も低く、より付加価値を高めることによって利潤率を高める取り組みとして生産に加え、加工、流通、販売につながることで雇用と所得を確保し、若者や子供たちが集落に定住できる社会づくりを目指すものです。

人・農地プランの作成や集落営農の法人化を検討、推進することにより、耕作放棄地の減少や経営の多角化に伴い、6次産業化も推進していきたいというのが町の基本計画です。

最後の4番についてですが、町内での農業を全て有機農業とすることは、高齢化、集落営農の推進をしている現状においては困難かと考えますが、さまざまな発想の中で御提案のように新たな取り組みを進めていくことで、消費者の選択肢が広がることは確かでございますし、その取り組みが結果的により町の魅力を高める取り組みにつながっていくのではないかと考えております。町長答弁にもありましたとおり、やる気のある取り組みが町に活力を与え、ひいてはさらなるブランド化が図れるのではないかと考えております。

なお、食育に関する取り組みについては、健康福祉課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安部 重助君） 成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 簡潔にお願いします。私の質問する時間がなくなってしまうようです。よろしく

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長、さらに説明してください。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。

成田議員のほうから4点目について問題がありました、特に健康の面においての、また食育の面におきまして、健康福祉課のほうからの説明とさせていただきます。

まず、食育推進事業の取り組みについて、御説明を申し上げます。

神河町では、これは赤松議員の質問の中にもありまして、この点と重複するところがありますけれども、よろしく願いいたします。

まず、住民主体の食育を通じた健康づくり、一次予防の重視、食育推進から地域の活性づくり、健康づくりを支援する体制の構築の4つの基本方針のもとで推進をしております。

平成24年度におきましては、食育推進計画の周知と実践の初年度として、子供から高齢者まで食の大切さを知り、正しい食習慣を身につけ、継続していけるよう地域の団体と連携し、講習会の開催やケーブルテレビ、広報を活用した情報の発信など、食に関

する知識を学ぶ機会をふやし、食を通じた健康づくりの普及に努めてまいりました。

本年度、25年度は実践の2年目というところで、関係機関との連携を深めるために食育推進連絡会を開催し、それぞれの取り組みの情報提供を得て、人の一生をつなぐ食育を目標に取り組んでおります。

具体的には、1点目がバランスのよい食事の推進、2点目が食育の推進、3点目が適正体重への取り組み、4点目が食の安全・安心、5点目が地産地消、6点目が食文化の継承であります。とりわけ、5点目の地産地消の取り組みでは給食センターでの地元食材の活用、6点目の食文化の継承では、いずみ会の研究チームが昨年度作成しましたレシピ集の普及のため、ケーブルテレビ料理番組を制作し、放映により郷土料理、行事食の認知度とつくれる人をふやし、食文化を継承することとしております。

成田議員御発言のとおり、健康のもとは食である、健康課題の改善の一つに食があると考えております。食のもとは、無農薬で元気な食材に最終的にはつながるかもしれませんが。神河町では、平成23年度調査で朝食に副菜を食べる人の割合が、子供が34.8%、大人が45.5%と食事のバランスの悪さを示しております。これまでの教室等で指導してきた人たちも朝食のバランスがよくなると、体の状態がよくなる人をたくさん見てこられました。これらのことも踏まえ、食育の取り組みとしましては、先ほど申し上げました1項目めのバランスのよい食事の推進を重点に置いた施策展開が重要であると考えております。

以上、食育の関係についての答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 御配慮いただきまして、ありがとうございました。

きょうの1点は、農業に関しては、では、有機無農薬栽培いいんだけど、今、小林参事が言いましたように、いろいろと障害がありますよ。なかなかいいことなんだけど、難しいですよという、大体そういう印象を捉えました。6月以降、その有機無農薬栽培の研究会に30人ほど参加していただいたと、こういうふう聞いております。この種を今後どう育てていくか、この輪をどう広げていくか、いろいろと難しい課題があると思いますけども、神河の農業発展政策につきましてもこの方法しかないと思っております。だから、当局としてこの難しい課題をどうこなしていくのか、今後どう推進していくのか、このきょうは決意だけ聞かせていただきたいと思っております。この課題は非常に大きいございますので、今後継続して質問していきたいと思っておりますけども、まず、きょうは難しい課題にどう挑戦するか、その決意だけ聞かせてください。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 有機農業という点でございます。

昨日も質問にもあったとおりでございます、その有機農業ということになってきますから、無農薬ということになってまいります。昨日の高橋議員の質問にもありました農薬についての質問もございました。

一つは国の定めているいろいろな基準をクリアをしていきながら、そして農薬を使う野菜よりも農薬を使わない、そういった野菜、農業のほうが当然よいということは、もうみんなが御存じのところでございますので、そういった取り組みを積極的に取り組んでいられる農家の方々、農業者の方々については、どんどんさらにその取り組みを強めていただきたいという願いとあわせまして、そういう農法に取り組んでおられる方々について、行政として、どういう支援ができるのかというところは、しっかりと支えていかなければいけないというふうに感じておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） わかりました。

要は町長がしっかりとこの方向を進めるということで、腹を決めていただきたいことと、今言われましたように、そういう芽が出た時にどう支援していくのか、こういうことで、この支援策についていろいろと我々も現場の意見なり、我々の提言なりというもんでいきますので、ぜひ支援策を講じていただきたい、このように思います。

とりあえず、基本計画でモデル事業というものを設定しようということの思い切り、課題がございますので、ぜひそれに向けて高橋議員のきのうの提案も含めて、いい方向に持っていければと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

1点目はこれで終わらしまして、また次回に新たな課題を提言したいと思います。

次に、森林政策につきましてお尋ねをいたします。

林業再生ということでございますが、間伐の年度単位実績について、これも初めに申しておきますけど、簡単に数値だけお知らせ願いたいと思います。

それから2番目に、今後の5年間の見込みですね、どの程度ということ、一応目標は300ヘクタールの間伐材というものになっておりますけども、それをどう達成していけるのか、裏づけはということがあれば、示していただきたい。

神河町には1万7,000ヘクタール、これデータですけども、山林がありまして大きな産業でありますし、今、山林が徐々に荒れているということ、あるいは今後、間伐がうまく進まなければ、荒れていくという一つの見通しというものができるんじゃないか。将来山が荒れ放題になっていく、その災害リスクというものを高めないように政策を進めないといけないと、このように思います。

70ヘクタール単位の林班、団地化で森林経営計画が樹立できれば、政府の補助金68%、県町の森林管理100%推進事業により32%、合計100%の補助が受けられるということになっているということでございますが、実際の間伐はだんだんその事業量が減っておるといふふうに私は認識しております。なぜか。行政の役割として、その原因と対策について問いたい。ここがきょうの一番重要なところでございます。

森林の持つ機能、保水力、光合成による二酸化炭素吸収機能、あるいは微生物の力による土壌の保全、水質の浄化機能など重要な環境保全機能を持っております。当町においては、中はりま森林組合が間伐施業あるいは造林を中心とした山林管理の担い手であ

り、民間企業とはいえ林業行政の重要な役割を持っており、このように認識しております。組合員は神河町で1,350人、雇用数が神河ほかも含めて60人と結構多く雇っておられます。その森林組合が3期連続の大幅な赤字経営に陥っていると、こういう実態を聞かせていただきました。森林組合の経営基盤が揺らいでいるということなのですが、町行政にとっても住民にとっても、これ将来に向けて大きなリスクを背負っている現状にあると私はそのように認識をいたしました。

さらにこの時期に行政として年間300ヘクタール以上の森林経営計画、間伐施業を基本計画後期6年の目標に掲げております。掲げていただいたと、こういうことでございます。この目標を必達することが重要課題であり、その解決策というものを問いたいということが2つ目でございます。この目標を達成するためには、持ち出した、あるいは持ち出すべき間伐材を利用する、あるいは利活用する、この政策が必要であるということございまして、一番のネックが持ち出しするコストが回収できないと。だから、山の持ち主も、あるいは森林組合もそこに手が出せない。金が要るんだったら、そこまでしなくてもという、そういうことになっておるということございまして、この活用利用策が一番大きなポイントだと、このように思います。

以上についてお願いします。

○議長（安部 重助君） まず、町長からお願いします。

○町長（山名 宗悟君） それでは、林業再生についての答弁をさせていただきます。

林業再生の議論については、昨日も十分させていただきましたし、また、本議会の中での決算特別委員会の中でもかなり議論もさせていただいたところでございます。

林業を取り巻く情勢でございますけれども、就業者の高齢化や人手不足、国産木材の流通の停滞と大変厳しいものがございます。一方では、木材使用量に対する国内産木材の生産量の割合は、ここ数年右肩上がりに推移はしております、国内林業の重要性が再び注目されています。国においては御存じのとおり、平成21年12月に森林・林業再生プランを策定、平成23年7月には森林・林業基本計画を閣議決定し、森林施業の集約化や路網整備など森林・林業再生プランの実現に向けた取り組みを推進し、木材需給率50%を目指すとともに、東日本大震災への対応として住宅等の再建に必要な木材の安定供給や木質バイオマス資源の活用により、環境負荷の少ない新しいまちづくりに貢献していくこととしております。

兵庫県においても、新ひょうごの森づくり（第2期対策）の推進を基本に、森林管理100%作戦、里山林の再生、ひょうご林内路網1,000km整備プラン、県民緑税を活用した緊急防災林整備や里山防災林事業等、災害に強い森づくりを推進されているところでありまして、市町においては、それらの施策を最大限に活用していく中で、地球温暖化防止のための森林吸収源対策を含めて、間伐等保育施業の集中的な実施、国産材自給率アップのための事業実施が求められているということは、言うまでもないわけでございます。

また、神河町においては、本年4月より新たな事業として、森林施業に対する補助事業をスタートさせたところでございます。まだまだ不十分ではありますが、問題点をさらに精査をしていながら、その補助政策を充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

低コスト作業路網の整備や提案型集約化施業の積極的实施と、これらを組み合わせた高性能林業機械の導入による効率的な作業システムの確立による利用間伐の推進が必要でありまして、切り捨て間伐から搬出間伐への推進、さらには木材用途拡大のための事業計画づくりとともに森林所有者を初めとした関係者の皆様へのさらなる御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

昨日もかなり議論もさせていただきましたが、自給率50%を目指すための国の政策、また、県の補助メニューのまず基本となるのが森林経営計画であるということを、再三にわたって申し上げてきたところでございます。まず、その森林経営計画書を森林組合と一緒に林家の御理解をいただきながら計画書策定に向けて全力を挙げていきたいと考えております。具体的な内容について、担当課より説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） できるだけまとめて、中身の濃い回答をお願いいたします。地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） それでは、手短にしたいと思います。

過去5年間の間伐実績でございますけれども、民生産業常任委員会の資料でも提示しておりますとおり、公団や公社での間伐を含んで平成20年度が425ヘクタール、平成21年度が592ヘクタール、平成22年度が556ヘクタールで、平成23年度から森林法が改正になりましたので減りまして、23年度が242ヘクタール、24年度が250ヘクタールといったような状況でございます。

今後5年間の見込みでございますけれども、昨日、赤松議員さんの答弁にもありましたように最低年間300ヘクタールと、現在9地区で森林経営計画が樹立されております。その森林経営計画の中には年度別の間伐量が記載されておまして、年間150ヘクタールほどを計画しております。あと9地区以外に今年度、来年度で13地区の森林経営計画を策定したいというふうなことを考えております。150ヘクタールにつきましては、治山事業あるいは公社事業でお願いして合計300ヘクタールという計画でございます。

年間間伐量が23年度から減少しているというのは、先ほど申しましたように、切り捨て間伐から搬出間伐への補助制度が平成23年度に移行したということが一番の原因でございますし、森林組合の職員につきましても21年度から比べますと半減しているといったような状況もあろうと思います。この労働者対策につきましては、里山森づくり支援事業といったような事業に取り組みまして、新しい森林作業者の確保に努めているといったような状況でございます。

また、従来の間伐につきましては悪い木を選んで伐る定性間伐、この間伐が主流でございまして、作業効率が悪く、搬出材の品位も比較的悪いと、施業地も点在していると効率が悪かったといったようなことがございまして、列状間伐あるいは機械化、集約化、いろんなことを啓蒙し、より一層の効率化を図る必要があると。と同時に森林経営計画の策定ということは一番に上げられると思います。

300ヘクタールの間伐目標達成については、再々申し上げますように、森林経営計画の樹立ということが一番大きくなると思います。その上で機械化、集約化、列状間伐といったようなことが、森林所有者の理解と協力で進めていくと。あるいは公社、公団、治山事業による森林整備も今まで以上に推進していくといったようなことが必要かと思えます。

間伐に要する基準費用の68%については、造林補助金として森林組合を通じて支払っていただいておりますけれども、残りの32パーセントにつきましては、県が土地開発基金を原資としたものから7.5%相当額を支出し、残り24.5%につきましては町が負担しているというのが森林管理100%であります。この県の土地開発基金、これがいつまで続くかわからない状況であるというのもありますし、国の造林補助金制度、これも平成32年度には大幅な見直しがされるといったようなことも聞き及んでおります。木材価格の上昇待ちでなく、積極的な森林管理について森林所有者の理解と協力をお願いしたいと思います。

間伐を利用する政策、これにつきましては高橋議員さんの御質問にもお答えしました内容と重複すると思いますが、現在、木材価格が低いから森林管理をしないというようなことになりますと、将来材の質としてはますます悪くなって、仮に木材の価格が上昇しても、未管理の森林の木材販売価格は決して上がるとは言い切れないということにつきましても御理解をいただき、適期適伐管理に関して森林所有者の理解をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 簡潔にさせていただいて、ありがとうございます。

きのう、赤松議員の質問で大体、森林経営計画が一番大きなポイントであるということとはもう理解をしております。きょうは、この森林経営計画をいかに進めていくかという視点でもう少し詰めたと思います。森林組合は御存じのように、きのう言いましたように24年度は1億の赤字ということで、これが続けば、もう3年もてば、もう持っている資金がなくなってしまう。赤字に落ち込んで財務体質として赤字経営になると、こういう状況にあるというふうに私は認識しております。

したがって、残り時間がないということでございまして。ところが、森林経営計画はなかなか進まない、ということもございまして。神河町全体で約二百二、三十の林班、団地というのがあるという中で、今、小林参事が言われましたのは9の話し合いができた、計画ができた。あと、ことしに13ほどやりたいと。9やっていく中で、こと

し実施できるのがざっと150ヘクタールぐらいだということで、これでは森林組合もなかなか経営が成り立たないと、こういうことがございます。

そこで、じゃあ、どうするかということなんですが、私は今のところ、かなり行政も忙しいということでありましょうが、森林組合に全てがおんぶにだっこされた形でやっていると。ところが、森林組合というのはあくまで現業、つまり現場を持って、どんどん仕事をしていく、そこで初めて収入が得られるわけございまして、そのことが大事な仕事であるんですけども、森林経営計画をつくるのに、いろんな資料をつくり、役場と交渉をし、そしてまた山林の持ち主と交渉をし、いろんな形で事務作業、事務ワークに手をとられていく。こういうことではなかなか進まないというふうに、私は推察をしております。

そこで、行政の出番だということに思うんですが、森林経営計画を協力してということではなしに、要は役場主導で、1人くらい出向を出してでも、まして13団地というように5年くらいの仕事量が確保できる分ぐらい、まず、この一、二年ですと森林経営計画は立てられる、要は地元調整、つまり、山林の持ち主調整をしていかなきゃいかんと、このように私は思っています。

民間の企業はことしだけ飯が食えたらいいということじゃないんです。やっぱり3年、5年の見通しがたたないと、雇用というのが確保できない、維持できない、そういうことだと思います。そういう不安定の中でおりますと、もうやはりせっかく養成した職人たちがどんどん去ってしまうということになりますね。だから、こうなってくると、ますます山林を保護していくパワーが欠けてしまうわけですね。

だから、こここのところ、ここ一、二年が勝負だと私は思っていますので、ひとつ町長あるいは小林参事、1人1出向を考えるぐらい、一緒に、そしてそこでずっと作業を進めていく。二百二、三十の地域単位に、一応、地域ブロック単位に集まっていただいて説明をする、お願いをする。そして具体的に山林の持ち主にアプローチをかけていく。今のやり方としては、山林部長というものが対象でいろいろ話をされているみたいですけども、山林部長だけ話をしても、なかなか前に進まないと思うんですね。やっぱり区長さんを巻き込む。それから持ち主を巻き込む。山林持ち主を巻き込む。そういう中で話し合いをしていく。町としての青写真を先につくって見せていく、お願いをしていく。こういう努力をしていかないと、なかなかこの森林経営計画を結ぶまでに行かない。そして9とか13ぐらいでは、あっちこちの地域が分散してしまいますので、作業がね、分散してしまいますので、非常に効率が悪い。たくさん森林経営計画ができますと、もうこの地区から順番にずっとやっていける。そういう一つの構図ができるわけですから、物すごく効率が上がるわけですね。そういうふうなことをやっぱりして、もっともっと森林経営計画をつくってしまうのに努力、汗をかいていただきたい、このように思います。これが一番今大きなネックになっておると思っていますので、そこについてひとつ町長の考えと小林参事の決意、聞かせてもらいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 人のマンパワーの強化というところでございまして、その点について結論から申し上げますと、役場職員の定数管理につきましては御存じのとおりでございます。普通会計ベースの人員について、今ぎりぎり、ようやく目標は達成したというところでございますが、しかし、一方では、現人員で、人員がぎりぎりのラインであろうというふうに私も思っております。

森林、林業の活性化を進めていく上において、経営計画の樹立というのはもう必須条件ではございますが、そこに対して1人の職員を出向させていくという政策といいますか、そういう人員配置につきましては、現時点ではできないというふうに私は考えております。しかしながら、もう既に農林業係において山の担当は従来より配置をして進めているところでもありますから、その中で森林組合と連携をとりながら具体化を図っていくということになるかと思えます。

この森林経営計画がなぜそんなに難しいのかということでございます。これまでも間伐事業を進めていく上において、幾らかの団地化というものはあったと思えます。しかしながら、そういう点については、森林経営計画もその団地化するということでは同じではないかということになるんですが、何が違うかといいますと、森林経営計画はおおむね60から70ヘクタールの団地化をしていくわけですけども、その団地に所有している森林所有者全ての承諾をとっていかなければいけないという、それが一つの条件でございますので、そこがネックになりますから、なかなか前に進みにくいという状況がございますので、そのためにも所有者の理解を求めていくということも非常に重要になってくる。言えば、個別に当たっていくという地道な作業も必要になってこようかと思っております。

しかしながら、これまでも森林施業計画というものを森林組合も立てているところがございますから、その計画書ももとにしていきながら今後も経営計画樹立のために、これまでの計画も一緒になって進めていくということになるかと思えます。

○議長（安部 重助君） 成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 町長の考えがわかりました。出向1名は出さないということ、現状の配置でやっていくと、こういうことでございますので、その立場で担当されておる小林参事の決意を確認をしておきたいと思えます。かなり汗を流さないと、これは前に進まないと思っております。

また、我々議会も協力することがあれば、協力させていただくと、こういうふうに思います。総出挙げてやっていかないと、これは達成できない、このように思っていますので、一つその点で決意をお願いしたい。

それともう一つ、今、私の勘違いかどうか知りませんが、100%の森林所有者の許可という、班でなしに一応組合のほうは50%あれば、一応何とか進められるんだと、こういう認識を示しておりましたので、この点の解説もひとつお願いします。よろしく。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 森林経営計画の関係ですけれども、素材生産業者の  
つくることは可能は可能です。

町内に素材生産業者がそう多くおられないということで、森林組合、森林組合という  
ふうには話はしてるんですけども、一部の素材生産業者もやっぱり難しいということで、  
森林組合に作成をお願いしたいといったようなことはあります。そこらの関係からして  
も、森林組合単独というのはいかがなものかという気もしますし、現在、林業担当につ  
きましては1名で現実回ってるといったような状況がございます。山の状況、間伐の状  
況、やっぱり知ってる必要がございますので、間伐を1回しますと、5年間は補助事業、  
補助金がもらえません。（「決意だけで結構でございます」と呼ぶ者あり）そういうよ  
うないろんな問題がございますので、そこらをクリアする必要があるということと、先ほ  
ど50%というようなやつにつきましては、確かに林班の森林所有者の2分の1以上の  
同意があれば、作成は、その地区については作成は可能やと。ただ、同意のないところ  
は何もいらえませんよということにはなりますけども。以上でございます。（「推進の  
決意を、あれば」と呼ぶ者あり）

推進の決意につきましては、平成14年度に森林整備地域活動支援交付金で森林組合  
ともどもに集落を回りましたような体制、それを常々森林組合があくまでも主体ですの  
で、一緒に回るから日程調整をしようというようなことは常々言ってますので、行政主  
導でというのは最終的には施業ができませんので、施業主体と相協力してというよう  
なことは実施していきたいというふうには思います。

○議長（安部 重助君） 成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） まだ、決意不十分と見ましたので、これまた次回やりた  
いと思います。

主体というのは、あくまで主導を持って、一緒にやると言われても役場が主導でやっ  
てほしいということ。

もう一つは、ひとつ、ぜひ最後をお願いしときたいのは、足りなくても少し予算的処  
置なんかも考えてあげてほしいと思います。よろしくお願いしときます。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 行政主導でやっております、やれるところは。今年度から町単  
独の森林施業に対する補助要綱も設置をしました。間伐だけではございません。作業路  
網についても補助をしていこうということにしておりますので、そういうところも御確  
認をいただいて、今後、一緒になって進めていきたいというふうに思います。以上です。  
（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） 以上で成田政敏議員の一般質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から9月26日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から9月26日まで休会と決定いたしました。

次の本会議は、9月27日午前9時再開といたします。

本日は、これにて散会といたします。どうも御苦労さんでした。

午前10時06分散会

---